

令和6年度変更申請提出書類一覧

※書類は全てA4サイズに統一して提出してください。 ※

※助成対象労働者の状況(A～D)に応じて、必要書類をご提出ください。

提出書類	備考	助成対象労働者の状況			
		A.離職の変更手続が必要な場合	B.補充の変更手続が必要な場合	C.育休などから復職した方がいる場合(※1)	D.労働条件に変更がある方がいる場合(※2)
① ■提出書類チェックリスト	全事業所提出必須	○	○	○	○
② ■様式第1号「事業復興型雇用確保助成金【雇入費】(変更)支給認定申請書」	全事業所提出必須	○	○	○	○
③ ■様式第1号、3号共通別紙「雇入費助成対象事業所に関する申立書」	全事業所提出必須	○	○	○	○
④ ■様式第2号「事業復興型雇用確保助成金【雇入費】(変更)支給額決定申請書」	全事業所提出必須	○	○	○	○
⑤ ■様式第8号「【雇入費】助成対象労働者一覧」	全事業所提出必須	○	○	○	○
⑥ ■「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し	対象労働者ごと	○			
⑦ ■様式第7号「職務経歴等確認書」	対象労働者ごと		○		
⑧ ■「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し	対象労働者ごと		○		
⑨ ■「出勤簿(タイムカード)」の写し	対象労働者ごと		○		
⑩ ■「賃金台帳」の写し	対象労働者ごと		○		
⑪ ■「被災三県求職者であることが確認できる書類」の写し(「住民票」、「住民票の除票」、「戸籍の附票」の写し)	対象労働者ごと		○		
⑫ ■「雇用契約書」又は「労働条件通知書」の写し	対象労働者ごと		○		○
⑬ ■「復職者の復職日以降の出勤簿」の写し及び「育児休業に係る申請書等」の写し	対象労働者ごと			○	
⑭ ■「時間外・休日労働に関する協定届(36協定)」、「変形労働時間制に関する協定届」、「会社カレンダー等」の写し	対象労働者ごと	(○)	(○)	(○)	(○)

※1. 育休等から復職した後、法律に定める育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を行った場合は、取扱いが異なりますので、別途お問い合わせください。
 ※2. 雇用契約期間の更新(1年以上の雇用契約期間の単純更新を除く。ただし、実績報告の際に提出いただきます。)や所定労働時間の変更があった助成対象労働者がいる場合等が対象となります。

(注)上記リストの書類以外にも県が必要と認めた場合は、その他の書類の提出をお願いすることがあります。
 また、助成対象事業所の住所や代表者の職氏名などに変更がある場合は、別途「事業復興型雇用(創出・確保)助成金に係る申請書等記載事項変更届出書」をご提出ください。
 なお、様式は県HPでダウンロードできます。